

大阪市都市景観委員会（第10回）

1. 開催日時 平成14年9月4日（水）午前10時～午後12時  
 2. 開催日時 大阪市庁舎P1階会議室  
 3. 出席者

(1) 委員（敬称略、○印が当日出席委員）

委員長	○三	輪	雅	久
委員	○東		孝	光
	○岩	井	珠	惠
	○荏	原	明	則
	小	林	正	美
	○田	端		修
	○榎	崎	正	博
	○鳴	海	邦	碩
	○藤	本	英	子
	楨	村	久	子
	○真	砂	泰	輔
	○増	田		昇
	○山	田	善	一

(2) 市側

野々村	✓	市民局市民生活推進部長 (一入市民局長の代理出席)
坂	✓	住宅局理事 (岸野住宅局長の代理出席)
舞鶴	✓	ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 (寺川ゆとりとみどり振興局長の代理出席)
五十嵐	(	港湾局長
山野	✓	交通局建設部建築課長 (比嘉交通局長の代理出席)

【計画調整局】

箕田 計画部長

事務局（計画調整局）

男山 地域計画担当部長

辻	江	開発企画部都市デザイン課長
永	井	開発企画部都心再生担当課長
	関	開発企画部都市デザイン課長代理
山	本	開発企画部都市デザイン課副参事兼主査
久	木 野	開発企画部都市デザイン課主査
前	田	開発企画部都市デザイン課主査
三	原	開発企画部都市デザイン課主査
森	岡	開発企画部都市デザイン課主査
山	本	開発企画部都市デザイン課

#### 4. 会議次第

- ① 開 会  
② 議 事

- 1) 大阪市都市景観委員会「指定景観形成物検討部会」の設置について
- 2) 指定景観形成物の指定に向けた調査について（報告）  
～「わたしのまちの”お気に入り”」公募結果～
- 3) 指定景観形成物の指定について  
～指定に向けた基本的な考え方（案）～
- 4) 道頓堀川景観形成地域の指定について（報告）
- 5) 「（仮称）河川景観ガイドライン」の作成について（報告）

- ③ 閉 会

#### 〔配布資料等〕

- ・ 配 席 図  
・ 資 料

- 1) 指定景観形成物検討部会の設置について
- 2) 指定景観形成物の指定に向けた調査について  
～「わたしのまちの”お気に入り”」公募結果～
- 3) 指定景観形成物の指定について  
～指定に向けた基本的な考え方（案）～
- 4) 道頓堀川景観形成地域について（リーフレット）
- 5) （仮称）河川景観ガイドラインの位置づけについて
- 6) 「（仮称）河川景観ガイドライン」の作成について

## 5. 議事内容

### ○事務局（辻江課長）

定刻となりましたので、ただいまより第10回大阪市都市景観委員会を開催させていただきますと思います。

本日の進行役を努めさせていただきます、計画調整局都市デザイン課長の辻江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会には、三輪委員長を初め、10名の委員の方がご出席を賜っております。鳴海先生につきましては、若干おくれておられますが、そういうことでございます。

なお、小林委員、それから榎村委員につきましては、所用のためご欠席とご連絡をいただいております。

また、関係局の方々におかれましても、本日ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

今回はこの14年度初めての景観委員会でありますので、大阪市の関係局の方々につきまして、人事異動もございましたので、ここでご出席いただいております皆様方のご紹介をさせていただきますと思います。

市民局の野々村市民生活推進部長はまだお見えではございませんが、次に住宅局の坂理事でございます。

### ○坂住宅局理事

坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局（辻江課長）

ゆとりとみどり振興局の舞鶴緑化総括技監でございます。

### ○舞鶴ゆとりとみどり振興局緑化総括技監

舞鶴でございます。よろしくお願いいたします。

### ○事務局（辻江課長）

港湾局の五十嵐局長でございます。

### ○五十嵐港湾局長

五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

### ○事務局（辻江課長）

交通局の山野建築課長でございます。

### ○山野建設部建築課長

山野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻江課長）

計画調整局の箕田計画部長でございます。

○箕田計画部長

箕田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻江課長）

事務局につきましては、男山地域計画担当部長でございます。

○男山地域計画担当部長

男山でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻江課長）

また、私都市デザイン課長の辻江でございます。

都心再生担当課長の永井でございます。

○事務局（永井担当課長）

永井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻江課長）

都市デザイン課長代理の関でございます。

○事務局（関課長代理）

関でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻江課長）

あと担当者6名、これについて従事させていただきますので、またよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、本委員会の開催に当たりまして、男山地域計画担当部長よりごあいさつをさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○男山地域計画担当部長

おはようございます。第10回大阪市景観委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日岩本計画調整局長が所用のため、欠席しておりますので、私の方からごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、三輪先生初め、委員の皆様方、関係局の皆さんには大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、昨年より3回にわたりまして、ご審議いただきました道頓堀川景観形成地域につきましては、所要の手続きを終えまして、去る8月に景観形成地域の指定をさせていただいたところでございます。大変ご熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

貴重なご議論をいただきました都市景観形成の考え方につきましては、現在進めております都市再生の水の都大阪再生の再生構想にも反映をさせてまいりたいと考えております。

また、昨年度より進めてまいりました「私のまちのお気に入り」のアンケートにつきましても、集計が終わりましたので、本日はそのご報告と今後指定景観形成物を指定するに当たりまして、基本的な考え方を整理していただきます指定景観形成物検討部会の設置などにつきまして、皆様のご意見を賜りたいというふうに考えておるところでございます。

また、地域の特性を生かしました大阪らしい景観形成を図るため、市民の方々、事業者の方々への啓発のための河川景観に係る（仮称）河川景観ガイドラインにつきましても、現在作業を進めておりますが、その内容につきまして、委員の皆様方のご意見を賜りたいというふうに考えておるところでございます。

大変お忙しいところでございますが、よろしくご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

#### ○事務局（辻江課長）

どうもありがとうございました。

それでは、本日配付させていただいております資料についてご確認をさせていただきたいと思っております。

#### （配付資料等確認）

それでは、本日の委員会の議事進行につきましては、三輪委員長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### ○三輪委員長

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日の議題は大阪市都市景観委員会指定景観形成物検討部会の設置について、それから指定景観形成物の指定についての2つが議題でございますが、報告事項がこれは幾つかございまして、3つ目が報告事項というわけではございません。順番はご審議の都合に合わせて早めたり、後にしたりしておりますけれども、報告事項が指定景観形成物の指定に向けた調査についてと私のまちのお気に入りとはこれはアンケートの結果、それから道頓堀川景観形成地域についてのこれがリーフレットができたというご報告、それから（仮称）河川景観ガイドラインの作成、事務局で準備

をしておいでになりますことのこれの報告という、その3つが、その順番どおりではございませんけど、間に入れさせていただきます。

まず、議題の1といたしまして、大阪市都市景観委員会指定景観形成物の検討部会の設置についてをやらさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（前田主査）

都市デザイン課の前田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大阪市都市景観委員会部会の設置（案）について説明させていただきます。

名称がまず大阪市都市景観委員会指定景観形成物検討部会。

期間が本日9月4日から平成15年3月31日。

目的としまして、指定景観形成物の指定に係る基本的な考え方の整理、指定景観形成物候補の整理絞り込み、指定（案）の策定としております。

部会設置の根拠規定としまして、都市景観条例施行規則を抜粋しております。

よろしくお願いいたします委員といたしまして、大阪府立大学教授の増田委員、大阪府芸術大学教授の田端委員、京都市立芸術大学助教授の藤本委員にお願いしたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、本日の景観委員会の後、2回の部会を開きまして、その結果を第11回都市景観委員会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○三輪委員長

ありがとうございました。

実はずっと従来アンケート調査などをずっとやっておりまして、そういう資料に基づいて指定景観形成物の指定というところまで持っていきたいという長い流れが、この当委員会の分担しております仕事の流れがございますので、いろいろアンケート調査などをずっとやっていただいております、その取りまとめなどについて毎回ここで皆さん大勢一緒に議論するのも大変能率が悪うございますし、それをやめるということではございませんが、それに全体会議にかけるためのいろんな下ごしらえをやっていただくために、家庭教師を3人おつけしようということで、大変委員の中で無理にお願いしまして、増田委員、田端委員、藤本委員の3人の先生にこれら事務局でいろいろなさる作業の家庭教師をやらう、お願いしようというのが趣旨でございます。

建前からいきますと、例えば部会の設置は部会の設置、委員の指定と会長の指定という

のはこれ規則によりますと、委員長がやるということになっておりますんですが、委員長横暴でやってもいけませんので、一応皆さんにお諮りして、検討部会をつくりたいということ、それから部会の委員には3人の先生、委員をお願いしたいということ。

それから、部会長につきましては、これお3人の中でいろいろどなたでもいろいろご造詣が深いわけでございますが、増田委員に部会長をお願いしたい。その3つについてここでお諮りしたいと思います。もし、ご了承いただけましたら、そういうことでやらせていただきたいというのが原案でございます。いかがでございましょうか。3人の先生ちょっとご迷惑かと思えますけど、ひとつ曲げてご了承いただきたいと。

それで、先ほど事務局からも説明ありました検討スケジュールがございまして、指定景観形成物の検討ということの作業につきましては、基本的な考え方の整理、候補の絞り込みなど、そういうものをお知恵を拝借して進めさせていただいた上で、この本会議でまた一遍に決めるというわけでもございませませんが、何回かまたいろいろ具体的に案ができたところをまた見ていただいてご論議いただくということで進んでいきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、この検討部会は最終結論を出す会ではございませんで、いろいろ原案の下ごしらえをやっていただくという意味で、会議につきましては、非公開でやっていただくということでやらせていただきたいと思っております。こちらの親、全体主体の委員会は公開でございまして、必ず部会で作業をしていただいた結果はこの場所へ出てきて、また十分ご論議いただいて、それで最終的な結論に移行進んでいくということになりますので、検討部会の非公開ということと、それから会議の公開ということの原理的には矛盾しないと思います。そういうことでやらせていただきます。

部会長は実はお3人の中で決めていただくというのがありますが、増田委員に部会長をお願いするということでよろしくお願いいたします。

部会長をお引き受けいただく増田先生一言何かございましたら。

#### ○増田委員

今三輪委員長の方からご指名いただいたのと、皆さん方のご承認いただいてということで、部会長を引き受けさせていただくことになりましたけれども、指定形成物景観形成物の候補の整理、絞り込み等々かなりの作業量が出てくるかと思っておりますので、今委員長からご指名いただいたように、ご提案いただいたように部会の方では田端先生と藤本先生のご協力いただきながら、整理をある基準に基づいて整理をして、それをこの委員会に提案さ

せていただいて、議論をするためのたたき台の整理みたいなことをさせていただきたいというふうに思っていますので、この委員会と密に連絡をとりながら、前へ進めていきたいと思

いますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思

#### ○三輪委員長

はい、ありがとうございます。くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の議題につきましては、「私のまちのお気に入り」のこのアンケートについての最終結果、一応アンケートの集計作業が終わっておりますので、その結果のご報告をいただきます。

それから、3つ目の議題が指定景観形成物の指定についてでございますが、事務局の方で先ほどの検討部会の委員、先生方にあらかじめご意見を伺って、きょうの議論のたたき台としての資料を取りまとめていただいております。それで、この2つが関連してございますので、1つは報告で、1つは議題ということでございますが、続けて説明をお願いさせていただきます。それから、まとめてまたいろいろご意見を伺いたいと存じます。

それじゃ、どうぞ。2番と3番。事務局の方でお願いします。

#### ○事務局（前田主査）

「私のまちのお気に入り」の公募結果について説明させていただきます。

こちらの方、前回速報ということで一度報告させていただいておりますが、若干精査しまして、数値変わるところがありますが、基本的には大きくは変わっておりません。

まず、1ページの方につきまして、募集状況、回答者のプロフィールにつきましては、資料のとおりでございます。

次に、回答の整理・分類ということで、まず回答の中からキーワードを抽出しまして、そのキーワードの役割づけを行いまして、整理・分類ということで視点場と視対象についてどういったところから何を見ているのか、景観の構成ということで、視対象が単体なのか複合なのか広がりのあるものなのか、お気に入りの景観に見られるその他の要素としまして、どのようなものがあるのかを整理しております。1から3につきましては、次の2ページの方に詳しく説明をしておりますが、ちょっと割愛させていただきます。

その上で分析としまして、視対象、景観の構成、お気に入りの理由、その他の要素についてどのような傾向があるのかを分析しております。



そちらの方、3ページの方で説明させていただきます。

視対象の傾向としまして、資料のとおりで大阪市全体ではシンボル性の高い資源が身近な景観では生活とかかわりのある資源が多く見られる傾向があります。

また、構成から見た傾向では単体が複合かということでは複合は6割強、広がりにつきましては、点的なものが3割程度に対して線的からパノラマといった何らかの広がりのあるものが7割ほどになります。

次に、理由から見た傾向といたしまして、資料の方にありますように美的感覚とか個性、特殊性、潤い感といったものに多く見られます。

その他の要素としましては、時間であるとか季節であるとか、そういった限定的要素やよくあることか香りや音とか、演出的要素が見られます。

次に、5ページお気に入りの景観として上げられているものの上位のものを表にしております。大阪市のお気に入りでは大阪城や大阪城公園、御堂筋のイチョウ並木といったもの、身近なお気に入りでは鶴見緑地、大阪城、同じく御堂筋のイチョウ並木といったものが多く見られております。こちらにありますように大阪城のように両方で上がってくるものや、例えば中央公会堂のように大阪市のお気に入りでは上がってきませんが、身近なお気に入りでは上がってこないもの、逆に赤川鉄橋のように身近なお気に入りでは上がってくるけども、大阪市のお気に入りでは上がってこないもの、そういったものが見られます。

次に、参考資料ですけども、視対象の中心についてどのように表現されているか、全件を上げております。それらは町並み、眺望関連や夜景関連といったぐあいに分類して上げております。

全く同じものの方に件数1、4、2と書いておりますし、ほとんど同じような内容でちょっと少し表現の違うものはその右にどのような表現がされているかを右側に並べております。それぞれ大阪市全体のお気に入りと身近なお気に入りについて全件を上げております。

以上、簡単ではございますが、公募結果の報告とさせていただきます。

指定景観形成物の指定に向けて基本的な考え方の案といたしまして、1ページ目の方でまず全体の枠組みですが、まず指定の目的、それと基本的な方針の確認ということで、まずベースとなる考え方を確認いたしまして、その上で具体的指定に向けた作業のルーチンとしまして、指定物候補リストの作成から指定年次計画の策定、これを数年ごとに行いまして、各年度においてはこの年次計画に基づいて指定(案)を策定し、委員会の審議を経

て指定をしていくと。それを数年間続けまして、数年後には指定の効果等を踏まえまして、また1から3のルーチンを再検討し、次の年次計画を立てるといった流れで考えております。

右の方に条例文の指定景観形成物に係る条例文、並びに基本計画における指定景観形成物の紹介文を参考に抜粋させていただいております。

次に、先ほどの枠組みの各項目につきましてですが、指定の目的につきましては、資料にありますように左に上げるようなハード面、右に掲げるソフト面、そういったものが目的になるのではないかと考えております。

次に、基本的な方針ということで、長期的なスケジュールにつきまして、まず指定物は毎年継続的に指定するという事務局としての方針を確認させていただきまして、指定の件数については今後検討の必要があると考えておりますが、今のところ事務局の方では5カ所程度でいかがかと考えております。

その下のルーチンにつきましては、先ほどの方で説明させていただきましたので、飛ばしまして、指定物候補の基本的な要件ということでいくんですが、指定物がどのような評価をされているものを指定物とするのかAからBのような評価が考えられると思いますが、それぞれについての課題等を表にしております。

他制度との重複や近年比較的新しく評価されたものについての恒久的な評価について課題があるのではないかと考えております。

一方、条例では義務ではないですが、届け出を義務づけられており、保存、保全の精神があるのではないかと考えられます。

また、指定物は義務を伴う法令による指定物であるといった、そういった指定物の重みを考慮すると、指定物は時代背景にかかわらず、景観上の価値を維持すべきものと考えられますので、指定物候補は長いスパンで評価され得るものとして長期にわたり市民や地域の人に親しまれ、既に一定の評価がされているものから選定するのが適切であるのではないかと考えております。

なお、その場合に文化財等との指定の重複が考えられますが、それは指定の趣旨、歴史的価値、文化的価値によって指定するものと景観上の価値によって指定するものの違いによって、その意味は区別されるのではないかと考えております。

次に3ページ。指定物の構成、広がりということですが、指定物を単体のものとするのか、広がりを持った景観とするのかにつきまして、まず条例文の規定では抜粋しておりま

すように、建築物等、または樹木等の有体物と規定されております。一方、先ほどのアンケートでは市民は景観を広がりを持ってとらえている傾向が見られますが、それぞれについてのメリット、課題を整理しまして、表にまとめております。

結論としましては、条例の規定では具体の有体物が制度の前提となっておりますので、条例の規定に沿って具体の有体物とすることが指定景観形成物という名称からも市民にとっても、わかりやすいものになるのではないかと考えております。

なお、もう少し広がりを持った景観については地域指定や協定との使い分けを検討していきまして、景観形成を進めていくことを考えていきたいと思っております。

右の方に参考に景観形成地域、協定について基本計画でどのような考えを示しているかを抜粋させていただいております。

4ページにまいりまして、指定物の広域性、地域性ということで、全市的な代表的資源を指定物指定するのか、身近な景観を指定するのかにつきましてですが、アンケートでは報告でも触れましたが、全市的な資源として上げられてるもの、また身近な資源として上げられているもの、それとその両方で上げられているものが見られます。それぞれ下の方に参考に右側に例を挙げさせていただいておりますが、それぞれ全市的な代表的資源につきましては、制度をアピールしやすいですが、一方市民の意識の変化を期待しにくいのではないかと。身近な資源につきましては、市民の意識の変化が期待しやすい反面、指定の意図とか、重要性が伝わりにくいのではないかと考えられ、それぞれの利点を引き出すために、全市的身近、それぞれの視点で指定を行っていくことが適切ではないかと考えております。

以上はまず基本的な考え方でございまして、それを本日ご議論、ご意見を伺いまして、かためてまいりまして、具体の指定に向けた作業としまして、次の3の方の作業に入っていきたいと考えております。

3の指定物候補リストの作成ということで、景観資源のデータ、資料等ということで、旧景観形成基本計画に掲げる景観資源リストや歴史的建造物で過去に調査したもの、そういった資料、また一番下にあります後で触れますが、今後調査により掘り起こしていこうと考えております地域社会ではぐくまれている景観資源、そういったものを先ほどの基本的な要件としてのストックとしての評価をいたしまして、ふるいにかけて、指定物候補リストを作成し、次に4の景観指定物選定基準ということで、4に掲げる景観的な価値として選定基準により、さらにふるいにかけて、最終の5の指定物候補を選定してま

いりたいと考えております。

その上で年次計画ということで、各年度ごとに市民へのアピール、指定の効果を検討して指定方針を設定するという事で、下に上げますような、例えば1番の資源の内容、こちら下の方に表にしておりますが、内容ということで、資源を分類分けしまして、例えば近代建築から毎年1点、橋梁、道路関連から各年度毎に1件とか、そういった分類から指定物等を選ぶという視点や次の資源の地域性ということで、東西南北から各選ぶといった視点や、また3の資源の利用のされ方から選ぶといった視点などが考えられ、そういった視点からテーマ性を持って効果的な方針を決定していきたいと考えております。

ちょっと先ほど触れましたが、なお、身近な資源に関しましては、現状では調査が若干不十分でありますので、次年度以降例えば数区に絞って詳細に調査を行い、景観資源を掘り起こし、指定候補を追加していきたいと考えております。

そうして、年次計画の数年次につきましては、おおむね5件ぐらいで5年間ぐらいは同じスタンスで指定を進め、その後に見直しをかけていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○三輪委員長

ありがとうございました。2番と3番を続けてご報告いただきました。

まず、アンケートの調査、前回、あるいは前々回で中間報告を見ていただきましたが、一応アンケートの集計の結果が、一応作業が終わったので、きょうはアンケート調査の一応最終報告ということで、見ていただきますのが資料の2番でございます。

それから、3番の方は、3番の議題のもう一つの方はこれは資料の1番になっております。こちらは当委員会の仕事として地域の指定というのがあります。それから、建築協定をどこの場所でやりたい、景観協定をやりたいと、そういうときに具体的にこの当委員会の景観委員会の意見を聴くということになっております。個別の景観資源の指定というのも事務局で案ができましたら、この委員会で個別に意見を聞かれることになるわけです。

それで、最初景観条例がずっとできてくる経過で、景観資源の指定もできるということになってきておまして、1番の制度の枠組み、制度を設けるというところももう一遍この委員会ではご審議いただいたわけですが、一応どういう枠組みで景観資源を指定したらいいかというところのあたりにつきましては、まだ議論がされておりましたので、きょうの基本的な考え方、資料の3番に書いてありますのは、個別の景観資源の指定に向かっただけの枠組みをどういうふうにご当委員会としては認識をそろえていったらいいかという

ようなことの項目が大体整理していただいたのがこの基本的な考え方でございます。これで、事務局でもうこれですつもりで決めたというのではございません。一応こういうことが考えられるので、当委員会の意見を聞きたいという、そういうつもりの議題でございます。初めてこれは論議するわけでございます。

後ほどちょっとこのいろいろご意見いただきたいと思いますが、まずアンケート調査の結果で何かご意見なり、ご質問なりございませんでしょうか。これは前回、前々回いろいろコメントいただきまして、それから集計の年齢別とか性別とか、あるいは職業別のような、そういうものを少し加味して集計したらとか、いろいろコメントいただきまして、それを加味して集計作業は修正してございます。それから、前は代表事例で幾つか拾い上げてあったようなのが今回は全部網羅して回答があったのを全部これで網羅したデータが出てきております。

ただ一遍にこればつと見せられて、コメントせよと言われてもちょっと無理かもしれませんが、もし、すぐということであれば後でまたこちらへ戻っても結構でございますので、一応先行かせていただきまして、それから資料の3番の景観形成物の指定に向かつての基本的な考え方の案、これにつきまして、皆さんいろいろ思いがおありだと思いますんですが、それとちょっとこれは違いはしないかとか、何かいろいろご感想などもあろうかと思いますが、感想でも結構ですが、質問でも結構です。ご意見でも結構ですが、何でもしばらくの間お聞かせいただければと思います。

景観の条例の方には細かく規定がございまして、とにかく制度として資源の指定をすることができるというだけなので、後はこれはいろいろ具体的にほかの例えば文化財のあれとか、それからデザイン賞のあれがあったり、いろんなものがございまして、まちなみ賞とか何かいろんなほかの制度がございまして、それと隣合わせにこの景観資源というのを指定していかうと。どこをどう違いを出していくかというようなこともございまして、それから本来のこちらの景観の趣旨からいって、本来こういうものをやっぱり指定すべきじゃないかというような考え方もございまして、その辺をいろいろ整理していただければと思います。

はい、どうぞ。

○岩井委員

これは資源指定をされたら、例えば古い建物であったら保存に対してちょっといい補助金であるとか、税金の控除、固定資産税の控除が少しあるとか、何か指定された相手方に

とっていいことはございますでしょうか。

○事務局（辻江課長）

今のご議論ですけれども、これは条例をつくる時点からその議論はありましたが、特にこの条例で書かせてもらってます資料3の1ページ目の四角の枠に入れてます景観形成物への配慮という、第18条ですけれども、その文を読みますと、市長及び市民等は指定景観形成物に配慮して都市景観の形成に努めるものとする。こういう表現になってます。我々の考えておりますのは、一つは、この景観形成物指定して、それをPRしていこう。特に先ほども私どもから提案しましたように、大阪市から見た景観形成物だけではなく、周辺の地域での景観形成物も指定していきたいということは周辺の方々にもそういう景観の資源があるんですよということをできるだけPRし、また周辺の方々の景観意識の高揚を図りたいと考えております。

もう一つは、形成物を指定した場合に、その周辺の景観にも配慮していきたい。と申しますのは、その周辺で例えば公共事業等があります場合には、それらを考慮したような整備をしていただくように思っております。例えば普通文化財とかそういう関連ではそのものを保存しなけりゃいけないという前提に立ってますんで、その修復とか、非常災害時の応急処置とか、そういうのには一定国の補助が出たりする形をとっております。この景観形成物の場合にはそうすべきかどうかという議論もあると思うんですけれども、ここは我々の思いとしては一つはそういう景観を保存するだけでよいのか、またはそれとその景観をどうつくっていくかという問題になると思うんです。だから、そういう意味で単純にその構造物を保存するのがいいかどうか。その辺は議論があるところで、我々としては当然その形成物が滅失してまうとか、崩壊してまうというのでは、よろしくないんで、そういう観点から何らかの措置ができないのかについては今後この指定等に合わせて、検討していきたいと思っております。

○山田委員

6ページ、7ページの文、他都市の制度というのを書いてありますけど、これはどういう順でこの都市の方に選ばれたかどうか。特別に何か条例がある都市をずっと書いてあるのか、あるいは適当に選ばられてたのか、それとも、聞かせていただけないでしょうか。

○事務局（前田主査）

これは各いろいろな都市が資料をお願いしまして、情報を寄せていただいたところだけですので、特に何か条例があるところだけとか、そういった抜粋ではありません。任意の。

○山田委員

それ以外の都市でもいろんなあるということですか。

○事務局（前田主査）

これ以外の都市でもそういった制度は設けてるはずですよ。

○三輪委員長

はい、どうぞ。

○岩井委員

きょうこれを拝見してやっぱり大阪市ってすごく大きいんかなと思ったんです。というのは、無理なんかなと思うんですけど、もう少し小さいスケールの都市の景観、形成物の指定、資源指定のときって、ポイントがもうちょっと絞られてて、例えば全件まで至らないけど、街道筋は残ってる町並みであれば、そういうものを重点的にとか、いい住宅地があれば、住宅地を持ってるところであろうが、それは重点的にしてその指定してるものを見ればその町がどういう景観形成をしようとしているのかが見えてくる感じがあるんですけど、きょうのお話だと、これ指定してもなおかつ大阪市ってどういう景観をつくらうとしたいのかがもう一つ見えない感じがするんです。そこへ持ってきて年次計画で近代的なものから一つ、何のものから一つってしていくと、相変わらず平行でポイントがよくわからない。こんな町に、やっぱりどういうものを指定しているかによって、どういう町並み景観をつくらうとしたいのかというのがある程度見えてもいいんじゃないかな。逆に言えば、そのためにはどこかがなかなか指定されなくて、あるポイントを絞った指定であってもいいんじゃないかなというような気が私は、これは意見ですから、別にお答えいただくなくてもいいです。ちょっと何かそれが大きな都市の特徴なんかなと思って、今整理できないんですけど、普通だったら見えるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○三輪委員長

ありがとうございます。

その辺は当局、事務局何かありますか。

○事務局（辻江課長）

今岩井先生のおっしゃるように、景観形成物の指定については、今回から取り組むので、部会も設置させていただいて、広く皆様のご意見を聞き、先生のおっしゃるように、特に市民の愛着、親しみのあるというのが重点的なポイントだと思います。先ほどのお気に入りのアンケート調査にもありますように、やっぱり大阪城が一番でもあり、どうしても

そういうやっぱり大阪のシンボリックなのを皆さんがお気に入っていられるんですかなという理解もありますので、まず当面はそういうやはり大阪を支えておる景観のシンボリックなものが対象となる気がします。ただ、今回も説明してますように、数年後には視点を見直して考えていこうということですので、当面はまずそういう感覚でやりたいと思っております。また部会の方でもいろいろご議論をいただいたらよいかと思っております。

#### ○東委員

その数年ごとの見直しということで、ちょっと質問したいんですけど、多分全く新しく変えるということじゃないだろうと思うんです。今で5つぐらいの候補ということになっているものが数年ごとに変わるってことちょっとあり得ないような気がしますので、この見直しのルーチン出てますが、部会の仕事としていろいろ整理していただくとどんな

ふ  
うに転がしていくかというか、そのところが大事だなということをまず1点感じました。

それから、岩井委員から出ましたように、確かにイメージがわいてこないということあるかもしれませんが、これは歴史があって、近代的にも発展している都市となると、何と  
いうか、三つ、四つぐらいのテーマがどうしても出てきますので、テーマ性をつけてせめて強調するような何か発表の仕方とか決め方というふうなことは工夫としてあるかもしれませんが、やっぱり余り絞ってしまうのも惜しいなと思います。特に候補が5つぐらいということが今話題に、あるいは提案になっているのかもしれませんが、それに絞っていく候補というか、候補としてはある程度あると思うんで、候補のリストも割合意味があるかなというふうな気がするんで、それも何か周知して、こういう候補がありますよと、これが景観の候補ですよというようなのも運用していく価値のある事柄かなというふうに感じました。

以上の2点ですけど。

#### ○三輪委員長

ありがとうございます。

ちょっと私発言。どうぞ、先生。

#### ○桂原委員

実は岩井先生と一緒に別の仕事をしてるんです。こういう委員会をしているんですが、そのときに問題となったのはやはりテーマ性の設定が一つ問題となりました。そのときに実は今回は対象物というものにある程度絞ってるんですが、もう少し広いものと一緒にし



た方が実はテーマ性の設定が比較的楽だったように記憶をしています。これは神戸だったら神戸はまだ居留地とか、それからキャリアの地区ですと、ある程度明治期、もしくは大正期のいわゆる異人館、その他あるんですが、ああいうものですか、それから神戸ですとあとサリスナ、垂水、舞子という海の見える風景とか、それとあと六甲山見る風景というふうにして、ある程度テーマ性があって、するとその場合には建物、もしくは事物という場合とそれから、ある程度表現を持った町並みと両方あるんですね。むしろそういうテーマ性を設定していただくんだったら、この場合には事物だけでなく、少し町並み、もしくは意外に思ったのも一緒に考えていただくとより明確なテーマが出るんじゃないかと思います。大阪の場合も実はそれはある程度、大阪じゃ別でしょうけど、その以外ですと、一定の地区によってかなり明確なイメージがありますから、そのイメージに従った方がより整理しやすいかなというふうに考えています。

以上です。

#### ○三輪委員長

ありがとうございました。

ちょっと私委員として発言させていただきます。

きょうの考え方の3ページのところに右側に参考という枠がありますが、景観形成地域の指定というのと、それから景観協定と、それから個別の資源の指定というの、景観をとにかくもっとちゃんと上げていこうというのの手段としていろんなのがある。やっぱり景観形成地域の指定みたいなのをやっぱり例えば大阪のイメージをもっと上げるためにまずどこを指定するかっていうんで、例えば都心部というのがあったり、御堂筋を含んだ都心部みたいなのがあったり、あるいは夜大川筋みたいな。大阪城から中之島から港の方行く、淀川の旧淀川の川筋をとにかくあれを一つのあれにしようというようなことがあったり、それからそれを考えて景観形成地域の区域の指定をやったり、それから上町台地を大事にしようというのは最初のこれ東先生の報告書以来のテーマですね。上町台地のあれはやっぱりシルエットやっぱりちゃんと生きるような形を考えようじゃないかと。それから、川があって、大和川と淀川がある。それから、港があってという何かその辺が大阪の全体のイメージとしての大事なポイントになると、それを何か念頭に置いてこの辺のことをずっとやってきたんで、多分今度はちょっとそれが少し遠く遠景になって、今度は少し個別的にこのスポットとスポットを指定しようかという話になってるから、何か大阪のイメージってどうもちよっと飛んだように見えるんだけど、何かそれをうまく生かしていく方

法って多分あるんでしょね。それで、だからWTCの上の展望台あたり行くと、大阪港って、港とか、大阪の海岸というのが非常によくわかる。すごい景観だと思いますが。都市景観。それから、かなり人工的につくったというような意味も含めてというのもそういうものもありますしね。だから、ここ何か個別に何かを選ぶときの何かやっぱりそのこちらの委員会の考え方としては何かそういうのをバックにおいてここをやっぱりここを決めようじゃないかという選び方があるように思うんですけど。その辺を少し説明していただくともうちょっとよくわかるんだと思いますが、ちょっと余分なことを申しまして。

はい。

#### ○真砂委員

3ページ。今の3ページでしたね。指定物を単体のものとするか、広がりを持った景観とするかということで、条文が引かれてて、条文の規定では建築物等、または樹木等の有体物と、こうなってるんですね。これいろいろその下見てみますと、中之島のバラ園とか、御堂筋のイチヨウ並木とかっていう樹木等も入ってるんですが、どうも今の5つというような考え方からいくと、建物がどうも中心になってくるんじゃないかなという印象を持ちますんで、そういう樹木等も入ってるんで、そこをどう建物とミックスして取り入れるかっていうのも重要な視点ではないかと思えますんで、よろしくご検討いただきたいと思えます。

#### ○三輪委員長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

#### ○田端委員

検討部会ということに何か言いにくいんですけど、まだこれから始まりですので、まだ5つというのがずっと書いてあるんです。5カ所程度。これが余りにも少ないんですね。だから、やりにくいというのがすごくあると思うんです。なぜ5カ所絞る必要があるのかというあたりがもし事務局の方で考え方ございましたら、お話をいただきたい。できればもっとふやしてぼんぼんぼらまかないといけないという気はしますけれど、いかがでしょうか。

#### ○三輪委員長

事務局の方で。

#### ○事務局（辻江課長）

済みません。これに関する指定については、別に数値的な限定はないんですけども、ただ事務局としては皆さんに提案する上で一応目安として出した数字がこんなんだということであって、別段それにはこだわってるわけではございません。

○東委員

さっき質問したつもりだったんですが、5年ごとに5カ所を更新するんですか。それとも以前の5カ所はあって、次の5年にまた加わっていくということなのか。そういうイメージはどうだったんでしょうか。

○事務局（辻江課長）

追加です。

ですから、このペーパーで出しているのは毎年くらい大体5カ所くらい指定させていただいて、仮に数年、その数年が5年やとしますと、5年間にかける25くらいを指定して、その次にはまたテーマが変わればそこからまた5ずつふえていくという、単純計算ですけども、そういう形を想定して言っていたわけでございます。

○東委員

5年だったら25。

○事務局（辻江課長）

そうです。そういうことですね。まあ単純計算でやりますと。そういう蓄積の形をとっていく。

少なさは少しやわらげられたかなとは思いますが。

○三輪委員長

ご意見ございませんでしょうか。

それから、これ例えば本日の委員会でこの考え方を全部で皆さんでこれご承認いただいたというんじゃなくて、これを一応出発点にしてもっといろいろもみながら、作業を進めていって、最終的にはこの委員会の仕事って、これを固定するというのではなくて、ことしはこの5つなら5つに絞りましょうというのをただここ委員会の決定になる。それに若干の予算か何かついてプレートが出たり何か石碑が立って何かするんだと思います。多分5つというのは、だから第1次指定が例えば5つ。来年度また次の5つか何かが出てくるとかいうようなことだと思うんですが、そういうことで、これはきょうこれをご審議いただいて、固定するつもりじゃございませんので、考え方の出発点として一応とにかくこれをこういうものを出発点にして作業を進めていきたいという趣旨のものでございます。

どンドンまたこれ修正していただいて、条例の条文変えるわけにいかないんですけど、こちらの方は枠組みはいろいろ柔軟にいろいろ手を加えながら進めていただければと思っております。

○岩井委員

ご検討いただく部会へお願いするもの、そのプレートをつくるとかなると、予算が要るからあれなんかもかもしれないですけど、今までずっと指定してなかったんだから、ここんところで一気に1回目は100くらい出してそれから5ずついくというのはだめなんですか。余りにも少な過ぎ。こんなにお気に入りだけでもたくさん出してらっしゃるのに、1年で5つというのはちょっと何か最初1回出しのときはぼつといたらどうなんですか。かしらということをご検討いただいたらいかがかと。

○三輪委員長

はい、どうぞ。

○藤本委員

部会の委員として一番最初にご指摘いただいた話で私もずっと気になってることはこれはムチはあってあめがないということなんです。検討するということが助成制度は多分無理だと思うんですけども、何らかの形で指定すればこういういいことがあるという何か夢を私も考えたいなと思っておるんですけども、つい皆様もいい案がありましたら、お知らせいただけたらと思います。やはり、大阪ですから、指定されて届け出されて、届け出で相続するときと言わんたらんとか、何か規制ばかりかかるといのは非常に嫌われると思うんです。メリットというのは多分木の場合と建築物の場合と、それも公共の場合と民間の場合と随分違うと思うんですけども、共通にメリットがあるような何かご褒美があればいいなというふうに願っております。

以上です。

○三輪委員長

はい、先生どうぞ。

○鳴海委員

今言ったメリットのことですけど、以前いろいろなタウンマップとかそういうのは調べてみたんですけど、そうすると、大阪についてはごく限られたところしか情報がないんですね。ですから、先ほどどなたかおっしゃったように100選んでそれは情報として持つていけばいろんなメディアがそれ使ってくれますので、そういうことをむしろメリットに

していけばいいと思うんです。本当にそこら辺で売ってるタウンマップとかガイドブックに書いてある情報というのは本当限られたところしかないんですよ。だから、その実態をやっぱり大阪の問題として、何とというか、厳しく認識してもらわないと、いつまでも北と南とあと平野とかちよこちよこあるだけで、ほとんどの大阪市は空白の状態です、情報のメッセージとして。住んでる人はいっぱい知ってるんですけど、例えばよそから来た人はガイドブックを持って大阪の町を知ろうっていうのでしょう。そうすると、ほとんど空白地帯なんですね。100でも少ないぐらいで余り多いと混乱してしまいますからあれですけど、とっておきの大阪のそういういい場所をやっぱりメッセージとして大阪市が選んでますって、そのことを強くアピールしてほしい、それがメリットになるんじゃないかと僕は思うんですけど。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

○事務局（辻江課長）

今のメリット、デメリットですね。このような景観形成物の指定とともによくあるのは文化財の関係、例えば国宝とか重要文化財とか登録文化財、それから府でやられてます文化財保護指定ですか、それから市のまだ文化財保護というのがあるんです。現実的には国の関係のは大抵許可制みたいですね。修理とか、そういうする場合に、当然そのときには補助金が出るわけなんですけども、市の場合か府の場合の文化財というのは届け出をやって、そのときに何がしかの補助金が出るというような形をとってるわけです。今回の景観形成物の指定に当たっては補助金は今のところは出ない形なんです。ただ、先ほど鳴海先生おっしゃったように、PRは我々はしていこうと思っとる。例えば、今確かにおっしゃるように、そういう景観の空白地帯というのは例えば都心部では大分景観的なことをいろいろ我々も町並み誘導や美観誘導していってますんで、ある程度形成されてきているかと思うんですけども、例えば周辺部とかその辺においてはなかなかそういうまだまだ状況になってないので、特に今後このテーマは市民の愛着をどっちかいうとテーマにしたものの指定だと思えますんで、特に区関係ですね、区の大阪市でも区の広報紙とか、そういうのいろいろ企画して出しておりますんで、その辺をうまく使って、できるだけ市民に愛着をわくような形をとっていきたいと。

片一方はこの指定する場合にその周囲者の同意が必要になるわけなんですけども、その同意を得る場合に先ほどのあめとむちじゃないですけども、何のメリットもないのならも

う結構ですと、こう言われる可能性があるわけなんです。だから、それではやはりこの制度としてつくっていくにもかなりちょっと無理があるのかなということ、ある程度何かのメリットを我々も先ほども申しましたけれども、検討していきたいと、そのように思っておるところでございます。

以上です。

○三輪委員長

いろいろご意見いただきましたが、ほかに何かございませんか。どうぞ。

○榎崎委員

今までのご意見拝聴しておりまして、テーマ性であるとか出ましたけれども、今までのところ外部から見た方が大阪でどっか見るとこありませんかいうと、なかなか思いつかないのが今までの状況でしたから、どうしても周辺の奈良、京都、あるいは神戸へ案内するというふうなことになる、肝心の大阪市というのは何か空白なんですね、鳴海先生おっしゃるように。だから、思い切ってこの会でやはりよさそうなものをどんどん選んでいって、そしてそれを新しくこれから情報発信として知恵を出して説明をつけて、説明をつけることによってそういうふうなところなのかというふうに情報発信していくということではないのかなというふうに感じましたけれども。ぜひ勇気を持って選んで、そしてその地域のその景観、有体物だけでなく、その周辺の例えば食べ物でございますとか、いろんなことをひっくるめてそこへ向かって大いに情報を発信していく。そして、一度そういうところならば行ってみたいというふうにしていって、積み重ねると、こういうことかなという感じがいたしましたけれども、感想でございますが。

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。

○東委員

メリットのこともありますが、どれだけ何か補助とかいろんなことやってもそんなにうれしくないんで、むしろデメリットになるべく排除して、重要文化財のように手がつけられないとか、外側についてはもう入れないとか、そういうので、恐怖感お持ちの方もたくさんおられます。自由にしてよろしいというのはちょっと……、そんな権利もないとは思いますが、ちょっとはばかれますけれど、できるだけメリットはないようにしますけど、それならどうぞそういうふうにお使いくださいというふうな形になるような方法はないものかなと思います。

最後に部会に余りお荷物になるといけないんですが、なくなった景観というのはあるわけですね。それで、私も含めてお年寄りがかすかに持っている思い出というか、記憶で、もうほっとくとそのままなくなってしまうと、そういうものは何か記録で残せないかなというふうに思ったりするんです。実は、建築学会、日本の建築総覧というのをもう長い間やってるんですけど、最後の巻で失われた名建築というので、余り名建築というところとちょっとよろしくないというので、失われた建築文化財か何かそういう形でなくなったけど、非常に重要なものであったというようなものを記録にとどめ、巻を1巻つくろうということをやっております。お荷物というのはさっきの、実は大変な作業で、なかなかそれだけでも難しいので、ぼつつんぼつつんとでもいいですし、だんだん積み重ねていってもいいですけど、それが何か残せないかなというふうに思いますが。部会で検討していただければ。

#### ○三輪委員長

いろいろ貴重なご意見たくさんいただきまして、これはきょういただきましたご意見、または部会の先生方にちょっと料理をしていただいて、事務局と一緒にやっていただいてさらにいいものに、先へ進めていただきたいと思います。

なお、この考え方きょう決めたということじゃございませんので、議論のため、出発点として皆さんに見ていただいて自由な意見交換をしたということでございます。よろしくをお願いします。

それでは、昨年度の委員会でご議論いただいておりました道頓堀川景観形成地域につきまして、事務局からお話をいただきます。どうぞ。

#### ○事務局（山本副参事兼主査）

都市デザイン課の山本でございます。よろしくお願いします。

昨年度は貴重なご意見いろいろいただきまして、ありがとうございました。前回の委員会で原案提示をさせていただいたところでありますが、前回の委員会からの修正箇所等につきまして、説明させていただきます。

まず、資料の方、リーフレットの方ですけども、めくっていただきまして、左側に都市景観形成の基本的な方針、その中の水辺と一体感のあるまちなみの形成というところがありますけども、そここのところの道頓堀川西部のところの1行目、後ろの方で「周囲の建築物に配慮し」というところがありますけれども、ここの部分につきましては、当初「周囲の建築物との対比にも留意し」としていたところでもありますけども、委員会での審議をいただきまして、その場で「周囲の建築物にも配慮し」ということで修正をいただいたとこ

るであります。

もう1カ所、その下の方で川沿いの魅力を高めるところがございますけども、これも道頓堀川西部の方になります。その2行目で最寄りの道路などからのアプローチの確保という言葉がございますけども、ここにつきましては、当初「沿線の道路などからのアプローチの確保」という表現をしておりますが、この部分につきましては、委員会で沿線の道路はどの道路のことを言ってるのかわかりにくいと、そういったご意見もありました。この部分につきましては、ご意見をいただいたところでもありますけども、時間の関係もあわせて、この部分につきましては、委員長預かりとなっていたところがございます。この部分につきましては、委員長ともご相談いたしまして、「最寄りの道路」ということにさせていただきます。

こうした2カ所の修正を加えまして、その後事務的な手続を進めまして、またこういったお手元のリーフレットなんかもつくりながら、去る6月21日地域指定の告示を行ってきたところでもあります。今後とも地域の特性を生かした都市景観の形成に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で道頓堀川景観形成地域につきましてはの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

#### ○三輪委員長

ありがとうございます。前回、あるいは前々回からずっと見ていただきました道頓堀川のところの景観形成地域の指定の内容と、それから指定の手続が順調に進みまして、こういうパンフレットもできて、この項目について指定告知されたということでございますが、何かご質問なり、ご意見特にごさいませんでしょうか。何遍か中身も細かく見ていただいた部分でございます。

それから、関連してこれ山田先生からいただいた資料ですが、これはできてるわけですね。

#### ○山田委員

これは委員会にお出しするつもりで持ってきたんじゃないんで、事務局にお教えしたらと思っていたところですが、出して。ニッケイコンストラクションというのは月に2回ずつ出てる、ニッケイアクティクトとよく似たあれだと思います。ちょっと市販されておられませんので、何かご参考になればと思います。土木の風景というのは毎号出るんです。

#### ○三輪委員長



教えていただいてありがとうございました。これがこのパンフレットのこの一番下にも入っているところでございませう。

特にご意見ございませんでしょうか。よろしければ次へ進ませていただきますが、何か事務局何かありますか。

#### ○事務局（辻江課長）

リバープレイスをちよつとご紹介をいたします。7月16日にオープンしております。音楽ホールが主体の建物でございます。特にこの最初のA3資料の一番上にこういう階段上のところがございまして、ここにも写真がありますように、若い方々がこういうところでもかなりおられるということです。現在もこの7月、夏場ですが、ちょうど川沿いにこの施設がありますので、川沿いを通る風が結構ありまして、暑い折りですけども、夕方になれば若い人が集まってきてます。また光もかなり多く取り入れられてますので、夜間の景観も良い状況であります。特に道頓堀川では今水辺整備を戎橋周辺でやっておりますけども、この部分は水辺整備ができておりまして、そこには若い人たちが集まって、一つのコーナーでは若さの景観を呈してるところでございます。また、皆さんももしお時間ございましたら、難波の辺でございますので、またお寄りいただいたらありがたいと思います。

#### ○榎崎委員

そのこの階段は何段ぐらいあるんですか。

#### ○事務局（辻江課長）

ちよつとわかりませんけども。

対岸の方にレストラン風のものもできまして、一定このにぎわいが出てきたかなという感じがいたします。また、この音楽ホールも若い人を対象としたホールでして、かなり開催の日程も詰まってるって聞いてます。この1枚目の写真の棧橋では若干円形の下敷きのような形をとっておりますけども、ここでもまたいろいろな音楽的な催しをしていかれると聞いてます。そういうことで若い人が集まりやすく、また一つの景観を呈していくんかなと思います。道頓堀の景観整備に当たってはこう

いう施設ができてきて、非常にいい方向に行くんかなと思っておるところでございます。

#### ○三輪委員長

何かご質問ありますか。もし、なければ先へ進ませていただきます。

それでは、次に移らせていただきます。

河川景観ガイドラインというこれはパンフレットをつくりたいというお話でございます

この話は初めてだと思ふんですが、それのご報告でございます。

#### ○事務局（山本）

都市デザイン課の山本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今報告として上げさせていただいております（仮称）河川景観ガイドラインの作成につきまして、ご説明させていただきます。お手元にあります資料5をごらんください。（仮称）河川景観ガイドラインの位置づけにつきまして、簡単にフロー図を作成いたしましたので、まずご説明申し上げます。

右側の都市景観条例に係る流れより、ご説明させていただきます。これまで大阪市都市景観条例に基づきまして、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、平成11年に大阪市景観形成基本計画を策定し、その中では地域の特性を生かした都市景観の形成や市域の景観の向上について考え方を示させていただいております。また、それらを実現していくために景観形成地域の指定をこれまで都心中央部を含めまして、4地域を指定しておりますが、河川に係る地域といたしましては、ごらんいただきますように、大川、中之島、道頓堀川の3地域を指定しております。また、大阪市都市景観条例に基づきまして、大規模な建築物の建築計画等がある場合には協議及び届け出が発生いたします。その際に当該地域では地域の都市景観の形成に対する目標や基本的な方針が定められておりますので、それに従い景観形成の配慮等を求めています。また、大川、中之島地域につきましては、景観形成地域の指定の下にあります「地域の特性を生かした景観形成を考える大川、中之島」の冊子を活用いたしまして、景観協議を現在行っております。また、先ほど山本副参事の方からご説明がありました道頓堀川景観形成地域につきましても、同様の冊子が必要であると考えております。

続きまして、左の方を見ていただきまして、新・水の都大阪グランドデザインに係る流れをご説明させていただきます。平成7年6月に新・水の都大阪グランドデザインを策定しております。このたび下の方にまいりまして、平成13年12月に水の都大阪再生といたしまして、都市再生プロジェクト第3次決定に位置づけされ、現在水の都大阪再生構想の策定に向けて作業を進めております。このような流れを契機といたしまして、市域全般の河川景観や地域指定をしております大川、中之島、道頓堀川の景観形成地域を含む形で（仮称）河川景観ガイドラインを作成してまいりたいと考えております。

つきましては、どのようなものになるかイメージしづらいと思いますので、A3版の資料6を作成いたしましたので、ごらんいただけますでしょうか。表紙をめくっていただき

まして、左側に目次がございます。この目次の順番で簡単にご説明させていただきます。まず、右側を見ていただきまして、「初めに」とありますが、これにつきましては、平成12年5月の第4回の景観委員会で資料として報告をさせていただいておりますこちらのまちなみを考える都市景観のデザイン指針より参考といたしまして、「初めに」という部分があります。こちらにつきましては、河川に關係する言葉、河川敷きであるとか、市域の水面が市域の1割を占めているとか、そういう橋梁であるとか、河川に關係する言葉を追加させていただいております。

次のページをめくっていただきまして、水の都大阪のまちづくりの歴史といたしましては、先ほど資料5でご説明いたしました新・水の都グランドデザインを活用させていただきました。一番下の現代、一番下の3つ目の四角にありますところにつきましては、現在水の都大阪再生の關係でありますとか、道頓堀で進められております水辺整備事業の關係を新しく追加させていただいております。右側の河川景観のデザインの基本的考え方につきましては、景観形成のデザイン指針より参考といたしまして、その中に河川敷きであるとか、橋梁であるとか、河川に關係をする言葉をまず追加する形で作成させていただいております。

続きまして、次のページにいかせていただきますが、河川景観の形成のヒントということで、こちらにつきましては、基本的に河川の一般共通事項をまとめております。これはこれまでに景観委員会でご議論いただいた内容並びに報告をしてきたものを中心に市内河川の景観形成について集約をさせていただきました。

また、下の河川景観の区分がございますが、これにつきましては、新・水の都大阪グランドデザイン、平成7年策定に基づく地域区分、下の図にあります右側の部分になりますが、これに大阪市景観形成基本計画11年度に策定させていただきましたものに示された景観整備ゾーン並びに線上につながる景観を形成をする水の軸という市域景観の骨格的把握を加えることにより、下にあります右側のグランドデザインの地域区分を使いまして、都心部と内陸部及び大河川である淀川、大和川の3つの地域に区分をして河川景観をこれから考えていきたいなど思っております。

具体的な中身につきましては、右側にまず都心部の河川景観のヒントといたしまして、都心部の景観の特徴であるとか、下にあります景観形成のヒントといたしまして、まず大きく3つに、例えば水の都にふさわしい印象的な町並みをつくるであるとか、都心部のオアシスとなる潤いのある水辺景観をつくる。また、3番目に水と水辺に動きとにぎわいを

つくるというような3つのヒントといたしまして、中に細かい景観協議の際に事業者等に伝わりやすいように簡単に項目を今回上げさせていただいております。

次のページにいきまして、内陸部淀川、大和川につきましては、これまで景観形成地域などでご議論いただいてきた内容や既存の冊子等では足りないところがございます。ここにつきましては、大阪市は過去に水辺の調査をしております。その調査結果をまとめまして、ヒントとして今回載せさせていただいておりますので、なかなか中身については不十分なところもありますが、今回内陸部、淀川、大和川につきましても、同様に景観の特徴であるとか、景観形成のヒントというものを今回上げさせていただいております。

次のページにいただきますまして、景観形成地域の景観デザインということで、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたこれまでに都心中央部を含めまして、大川、中之島、道頓堀川の4地域を指定しておりますが、今回は河川景観ガイドラインということで、都心中央部を外しまして、大川、中之島、道頓堀川の3地域につきまして、この冊子の中に盛り込んでいこうと考えております。

右側につきましては、既に指定しております大川景観形成地域、中之島景観形成地域の目標と基本的な方針を載せさせていただいております。

次のページにいただきますまして、大川、中之島景観形成地域での景観デザインの方向性といたしまして、先ほど資料5でご説明させていただきました現在景観協議の際に使わせていただいておりますこちらの大川、中之島の冊子の中に景観形成のヒントというものがありますので、そちらを統合する形で今回載せさせていただいております。

最後になりますが、道頓堀川景観形成地域についても、今回載せさせていただいております。左側につきましては、今回指定をさせていただきます道頓堀川景観形成地域も目標方針を載せさせていただいております。下の方は上の写真が現在の道頓堀川東部の現況の写真になります。右側については、お配りしておりますリーフレットの中にあります同様の道頓堀川東部の整備イメージでございます。下につきましては、西部の現況の写真と今後西部のまちなみの景観のイメージを絵で、載せさせていただいております。右側につきましては、道頓堀川地域への景観デザインの方向性といたしまして、これまで委員会でご議論いただいた内容やこれから地域指定をもう既にしておりますので、実際に景観協議をする際にこちら大規模等届け出の担当者といたしまして、どういうふうな景観誘導をこれからしていけばいいかということを中心に集約させていただいております。これにつきましては、今後いろいろ作業をする中で簡単にまとめさせていただきます。写真とかをも

もう少し充実させていきたいなと考えております。

最後になりましたが、以上のような内容を含む形でこの河川景観ガイドラインを作成してまいりたいと考えており、具体の景観協議や市民の方々、事業者の方々への啓発のために河川景観に係るヒント集となるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○三輪委員長

ありがとうございました。

このようなガイドラインを今、作成する準備を進めておいでになりますので、何かアドバイスございましたら。一言で結構でございますから、何かございませんでしょうか。

○真砂委員

今ご説明いただいた限りにおいては大変結構だと思うんですけども、前回船上、船で視察をしましたから、あのときに痛感したことですけども、木津川のあのあたりは一体どうなさるんだろうかなという将来展望みたいなことありましたら、教えてください。

○事務局（永井都心再生担当課長）

都心再生担当課長永井と申します。

木津川につきましては、港湾区域ということで、今ここには川の景観という形でガイドラインの作業を進めようとしておりますけども、できれば水のガイドラインにまでいけばいろんなことができると思っております。ですから、港湾区域に関しては今港湾局の方とも協議をしております、そのあたりが整いましたら、そういう形でバージョンアップをしていきたいということで一つでございます。

それから、もう一つ木津川の整備につきましては、一方で先ほどの山本の資料5の説明でもございましたけども、去年12月に都市再生プロジェクトに掲載されております。この対象が都心部の川、具体には中之島を挟みます堂島、土佐堀川、それから東の東横堀川、南の道頓堀川、それと木津川で囲まれる口の字型の計画をまず策定していこうと。都市再生プロジェクトはよくもう既にご存じかもわかりませんが、小泉内閣のばらまきの整備ではなしに、重点的な整備が必要だろうということでここが指定されまして、まず計画を策定していると、その中の一つに入っております。現在府と市、国との方でもそういう計画の策定についての検討会を進めておりますけれども、特に木津川だけはいい案がまだ出てまいってません。今のところは動線的な整備、それは水の動線だけじゃなしに、緑と

か歩く動線、そういうつなぐ動線的な整備の中で木津川の位置づけをしていこうという作業中でございます。ただ、その動線につきましても、なかなかつながらないので、川だけを見るんじゃないしに、木津川というゾーンの中でそういう動線の形が整備できないかなどいうことを今検討しております。

以上です。

#### ○三輪委員長

よろしゅうございますか。

私ちょっと一言これは委員として申し上げますが、一つはいろんな写真で大和川の景観のいいところの写真というのはなかなか出てこない。いいところ随分ありますので、見せ場のようなところをうまく拾って入れていただくとありがたいと思うんですけども、それからもう一つ、ここに出てこない、城東運河なんかのようなああいう平野川とか、ここでいうと、内陸部というゾーンに入っていて、特にここは区域指定も何もないんですけども、一般的にはやっぱりそんなにすぐれた景観になってないんですけど、関係者がいろいろ心配なさってると思うんで、それを何か生かしていくようなヒントみたいなどこかに入れておいていただけませんかでしょうか。総論のところ。

例えば、5ページのところで総論がありますね。下の図面の上の都心部と内陸部と大河川であるこれに、それから、大河川のところはこういうキーワードとしてこういうことを考えんだというあたりがいて、それでその次今度はあれになってしまうでしょう、その次の7ページ内陸部のあれっていうのがいろいろあるんで、このあたりでも少しもうちょっと一般的な内陸部にある特に区域指定のない小さな河川、あるいは運河沿いの何かあの辺のまとめ方なんかもうちょっとやっぱりしっかりやりましょうよというのがメッセージをやっていただくとありがたいなという気がします。

先生。岩井先生。済みません、ちょっと。

#### ○岩井委員

十分にまとめられてるようには思うんですけど、ちょっと二、三気になる。

まず、1つは大阪の河川の、町中の大川とかもそうですけど、低内地が低くて、護岸が高くて、基本的に川が見えないという絶対的な条件を持つてる。それをクリアして水辺に親しむような景観をつくらないといけない。そのところをうたわないと、まことに申しわけないけど、今の状況だとどこへ持っていっても使えるという部分が多分にあると思う。淀川にしても、此花の辺に行ったら胸突き八丁階段上らないと川は見えないしという、そ

ういうそこに川があるのにというそういう状況が大阪の川と人々の暮らしの関係だと思うので、それをうたわないとそれをどう超えるかというのが景観のキーポイントだと思うんです。ちょっと何かそれうたいたいなという気、私はします。

それから、一番最初に前提というか、これは単に私の気持ちだけの話ですけど、4ページのところが1 2 3 4 5と書いてあって、どれもそうだと思うんですけど、本当は多分5番が1番じゃないかと思うんです。景観はみんな育てていく、はぐくんでいくというのが1番にあって、そのためにつなぐりのデザインやらめり張りのデザインを出していく方がいいんじゃないかなと思うんですよ。何か最後にみんなではぐくもうよりも、みんなではぐくもうが先に来た方が川なんか特にそうじゃないかなという気がして、これは単に私の思いです。

それから、もう一つ8ページのところで淀川と大和川で親しめる潤いのある空間ということで、ウインドサーフィンしてる写真があるんだけど、例えば淀川閘門より上流は基本的に河川の管理のために遊んだらいけないところがたくさんあるし、ちょっといいのかな、この写真ちょっと一遍チェックしていただいた方が。

#### ○事務局（山本）

都心部の方についての河川の写真というのはたくさんデザイン課の方にもあるんですけども、その内陸部であります淀川、大和川の写真につきましては、寄せ集めの今回写真を載せさせていただいておりますので、なかなか横のヒントと写真がうまく重なっていないところもあると思います。

#### ○岩井委員

結構いいのが入ってると思ったんですけど、これだけは多分河川管理の人が見たら仰天するんじゃないかと思うので、一応チェックしていただいた方が景観は何を言うのだと言われたらいけないのと。

#### ○事務局（山本）

それにつきましても、河川管理者とか河川に関係をする部局と調整をさせていただきまして、やらせていただきたいと考えております。

#### ○岩井委員

した方がいいんじゃないかと思えます。

以上でございます。

#### ○鳴海委員

そういう景観ガイドラインの作成について報告となっておりますけれど、これはこれで完成じゃないんですね。どういう手順でつくっていかれるのか、ちょっと今後の予定をお聞かせいただけますか。

それと、なぜそうかと申し上げますと、岩井さんが今おっしゃったことと一緒に、今までやってる安全なやつをただ重ねてあるだけで冒険がありませんので、都市再生で重点投資をするんだったら、もうちょっとびっくりするようなのをつくってもらわないと、今までやってきた普通のレベルでは困るんじゃないでしょうか。

#### ○事務局（永井都心再生担当課長）

まず、これからのどういう形でスタートするかということでございますが、今日お示しましたのは、このようにスタートしたいということのご報告でございます。目的の方まだはっきり申し上げておりませんでしたけれども、先ほど山本が説明しましたように、一般的な事務のときに大規模の建築するときにコンサルさんが来られたときに、いろんな資料使って今説明してるんですけども、なかなか言葉上では説明し切れない部分がある。第1の目的としてはそういういろんな資料一つに集めてしまって、既存の資料を集めて一つの形にして、それもビジュアルに見えるようなものでつくっていきたいということで作業を始めようと思っております。ここにありますのは、申し訳ないんですけども、基本的に既存の資料の寄せ集めで、余り構成等も熟慮してない部分がたくさんあるというのをお許しいただいて見ていただきたいと思っております。この作業を事務局の方でいたしまして、次回にはある程度事務局で検討を重ねた形を加えていこうと考えております。

#### ○事務局（辻江課長）

先ほどの岩井先生のご質問あった8ページ一番下のレクリエーションとか、その辺の河川敷きでそういうことができるんかどうかいふ河川の。それで今大阪市のエリアでの淀川ということで上げておりますけども、府のエリアでは淀川の景観形成の指定に関して議論をされておられます。そこで提案されてる内容の中を見ますと、例えばレクリエーション施設や橋梁など、河川空間を構成する人工的な施設には自然景観との調和に配慮すると、こういう表現をされておられまして、ある程度レクリエーション関係、河川敷きのレクリエーションはある程度景観的に受け入れていくという姿勢だと思っておりますので、我々としてもできるだけそういうことのテーマも入れていきたいと思っております。そういう意味では淀川というのは大きな河川であり、連続性がありますので、府における景観の審議会での表現も見据えて進めていきたいと、そう思っております。



#### ○岩井委員

レクリエーションはいいのよ。ウインドサーフィンとマリッジットがだめなんです。

だからそこを気をつけないと。別にそこで野球してもサッカーしてもいいけど、ウインドサーフィンとあれだけは堤防にぶつかりますのでね、堰と。だから、だめだと言われてるから、この写真がまずい。

#### ○事務局（辻江課長）

わかりました。

#### ○事務局（永井都心再生担当課長）

おっしゃってるように、今淀川の方ではこれ禁止する区域と逆にある程度認める区域も検討だということがありますが、そのあたりを十分配慮していきたいと思います。

それから、先ほどもう一つ思い切った絵が要るということにつきましては、今年度末の予定で水の都の再生構想というプロジェクトというのをまとめにかかっております。その中では今の形、主には河川の堤防の形ですけども、この形でいいのか、それともこういうすべきじゃないかという絵が出てまいりますので、このヒント集の中にも今のあるべき堤防の形は今まで資料を使って、これからこう変わるだろうという絵については、もしそれがある程度進めていくという方針が出ましたら、変わるべき姿というのも一つの紹介の中に入れた上で、景観についてという項目も入れればということを考えております。ご指導、アドバイスいただければ非常にありがたいと考えております。

#### ○荏原委員

今、先生のご意見ちょっと関係するんですけども、7ページを見ますと、内陸部の河川景観ヒントというんで、幾つか写真が載ってますけれども、私からするとどれがよくてどれが悪いかというのは実は判断迷うんですが、多分一番下の図はいいというふうに書いたんじゃないかなんではないでしょうか。実は河川の堤防の関係というんですか、河川管理から言いますと、どこがいいか悪いかというのは昔と随分変わってますので、それからもう一つは河川管理自体の考え方が随分変わってますので、こういった図をそのまま載せるのは必ずしも適当でないというふうに考えてます。

もう1点は、むしろ現在公共施設、港湾とか、それから河川ですと、どのくらい人間の多様な利用性があるかという観点から考えていくというのは発想の転換の基本ですから、すると、景観というのは多様な利用形態をいわば美しく見せようという発想ですから、少しその点から考えていただければと思います。

例えば、よくこれわかんないんですが、8ページの一番上の図のこれ多分漁船でしょうか、あるんですが、多分河川区域は全面的に係留禁止のはずですが、いいんでしょうかというような話とか、それからさっきおっしゃってありましたように、例えば港湾区域でもご承知のとおり係留禁止の区域と係留できる区域と幾つかありますから、その点も多分今後見直しにあるはずですがけれども、今のところ余り不適當と思われるものは避けた方がというふうに考えてます。

以上です。

#### ○三輪委員長

いろいろありがとうございました。

増田先生。

#### ○増田委員

皆さんのおっしゃってることとほとんど一緒なんですけれども、多分今大阪市内の河川の河川整備計画が立てられようとしてますね、今年度中ぐらいに。そこではある治水場がメインになりますけれども、河川の構造体が決まるわけですね、ある程度。そういうあたりに早く景観上どういうふうな、要するに方向性を景観整備の中で必要なのかというふうなことは早く言っとかないと、河川整備計画が立案されると、長期間の間変えれないわけですね。そういう面で河川整備計画の方も環境への配慮事項というふうなことが書き込まれる様式になってますので、そこへどう景観側からきっちりとした意見を言うておくかというふうなことが早急に求められてくるのではないかなというふうなことを思ってます。その辺少し時期的な問題もございますので、少し内部で調整していただければなというふうに思いますので。

#### ○藤本委員

今おっしゃいましたように、そういう政治的な動きが必要かと思うんですけれども、一般市民に対してもう少しいうようなガイドラインもあってもいいかなというふうに考えます。恐らく今ご説明いただきましたように、協議のための資料という意味では頭の、導入はいいかと思うんですけれども、実際につくる方がこれを見てどの程度ヒントになるかという、ちょっと申しわけないんですけど、これはヒントというよりも、まだ考え方のラックかなというふうに思います。というのは、もっとヒントというのはもっと具体的でないでヒントにならないと思うんです。川に顔のある建物にするということはやっぱり考え方だと思うんです。顔をつくるのはこうしなさいよと、こうしたらどうでしょうという具

体的に例えば花を飾るとか、洗濯物を干さないとか、いろいろありますね。そういうふうな具体的なことを盛り込んだものがこの冊子でなくとも、何か違う形でもいいかと思うんですけど、本当のヒント集みたいなのもう一つ加えられる必要があるなと思いました。

先ほどもご指摘ありましたが、内陸部のところは少しふやしていただいた方が皆さんに親しみやすいのかなと思います。どうしても、今見せていただいたところが大手向けとか、庁内向けという感触が非常に強いので、もう少し具体的につくり手側が見て、あんなほどねと思えるようなガイドラインに近づけていただけたらなという気持ちがあります。もっと、将来的にはちょっと仕掛けの問題だと思うんですけども、先ほど河川景観デザインの基本的考え方の5番を上に入れてほしいという話ありましたが、私もそう思うんですけども、やはり人に呼びかけるような言い方をどこかで入れてほしい、もしくは別冊子でもいいんですけども、というのはこれやはり事業者一人一人に対してのメッセージでしかまだないように思うんです。何かもう少し例えばこの河川の並びで何かしたらこういうふうにおもしろくなりますよとか、つながりで何かするとか、共同で何かをする仕掛けづくりみたいなものがどこかでできればいいなと思っています。それがガイドラインになるのか、本当にそういう制度をつくるのか、ちょっとまだ見えませんが、単体ではなく、河川ですから、やはり共同で何かをできる仕掛けづくりが提案できればいいなと思います。

以上です。

#### ○三輪委員長

ありがとうございました。

いろいろ委員さん方の熱い思いがいっぱい出ましたんで、これひとつ事務局にこれを受けていただきまして、あつというようなあれをつくってください。

それでは、大体きょうの議事が全部終わりました。会議はこれで終わりにいたしまして、後の進行は事務局の方でお願いいたします。どうぞ。

#### ○事務局（辻江課長）

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、最後に私どもの男山部長よりごあいさつさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○男山地域計画担当部長

本日は貴重なご意見いただきまして、まことにありがとうございます。指定景観形成物の検討部会の3人の先生方につきましては、これからいろいろご意見をいただきまして、基本的な考え方とか、候補の絞り込みにつきまして、何かとお世話をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

本日いただきました貴重なご意見、ご指摘につきましては、事務局の方で整理させていただきますとともに、検討部会の方でもご意見をいただきながら、作業を進めてまいりたいと思います。また、先ほどございます河川景観ガイドラインにつきましては、まだ今作業の最中、始まったところでございますので、委員長の方からございましたように、大胆な案を作成いたしまして、また次回の委員会にでもご議論をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、委員の皆様方、また他の関係局の皆様方につきましては、大変お忙しい中、長時間にわたりまして、ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（辻江課長）

どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。